

総社市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第37号

総社市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成30年総社市条例第39号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員派遣の対象となる法人)

第2条 条例第2条第1項第3号の規則で定める法人は、岡山県農業共済組合とする。

(職員派遣の対象とならない職員の特例)

第3条 条例第2条第2項第3号の規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により職員に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項の規定により総社市以外の地方公共団体の職員に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されているものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。